

<届出上の留意点>

動物用医薬品特例店舗販売業に係る許可関係事項の変更届出について

変更届出は変更する事項によって、事前届けが義務づけられるものと、変更後30日以内の提出が義務づけられるものの2種類に分けられます。

I 変更の事前届出が必要な場合

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書（2）
（店舗販売業の事前届の場合）で届出書を作成してください。

1 店舗の名称の変更

- （1）添付書類の提出は必要ありません。
- （2）許可証書換え交付申請書を提出し、許可証を書換することができます。
- （3）変更した店舗名称を記載した許可証を掲示するために、許可証の書換をしてください。

2 相談に応ずる電話番号その他の連絡先の変更

医薬品の購入者あるいは使用者に情報を提供するための電話番号等。
添付書類の提出は必要ありません。

3 特定販売の実施の有無および業務内容等についての変更

特定販売を新たに行う場合、あるいは業務内容の変更がある場合、「特定販売の業務概要」（書き方の例 別紙記載例）を提出してください。

II 変更後30日以内に変更届出書が必要な場合

動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書（1）
（店舗販売業の事後届の場合）で届出書を作成してください。

1 動物用医薬品店舗販売業者の氏名又は住所〔販売業者が個人の場合に限る。〕の変更

次のいずれかの書類を添付してください。

- （1）戸籍謄本
- （2）戸籍抄本
- （3）戸籍記載事項証明書
- （4）住居表示に関する法律第7条の特例に係る市町村の住居表示変更に係る証明書

2 動物用医薬品店舗販売業者の名称又は住所〔販売業者が法人等の場合に限る。〕の変更（経営権は変わらない）

次のいずれかの書類を添付してください。

- （1）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （2）住居表示に関する法律第7条の特例に係る市町村の住居表示変更に係る証明書

3 薬事に関する業務に責任を有する役員〔販売業者が法人である場合に限る。〕の変更

次の書類を添付してください。

- （1）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （2）組織図（表）等（組織規定図）

4 店舗の構造設備の主要部分の変更

- (1) 陳列場所の変更のみの場合は、届出の必要はありません。
- (2) 許可店舗を増築、または増築した設備内へ陳列場所を変更するな場合などは、届出を要します。その際は、お問い合わせください。
- (3) 変更箇所を説明できる図面（変更の前と変更の後）を添付してください。

5 店舗の兼営業の種類の変更

添付書類の提出は必要ありません。

6 取り扱う医薬品の品目（特例店舗販売業においては、品目の廃止する場合に限る） 「販売指定品目の「廃止」を行う場合」の別添2に廃止する品目と廃止理由を記載して、添付してください。

III その他

1 申請書を正式に提出する前に、申請書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。

2 申請書・届出書の押印の廃止について

各種申請書等については、関係省令の一部改正により、申請者等の押印は廃止され不要となりました。添付書類についても押印不要です。

3 添付書類の省略について

添付書類の中には、法の規定による許可等の申請又は届出の際に、すでに県の機関に別途「原本」を提出している場合に、省略できる場合があります（お問い合わせください）。

ただし、省略しようとする場合には、届出書の「5 参考事項」の欄に、「提出先の県機関名」、「別途提出されている当該申請書又は届出書の年月日及び種類」に、「省略する添付書類の名称」を「添付し提出した旨」を記載してください。

なお、添付書類を省略できる場合であっても、出来る限り、添付を省略した書類の写しを添付くださるようお願いいたします。

4 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92
TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5
TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp
〒014-0011 大仙市富士見町6-55
TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、当該店舗の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。